

論文の内容の要旨

論文の題目 近代ロシア農村の社会経済史
—帝政末期ロシアのストルイピン農業改革研究—

氏 名 崔 在 東

本稿は、第Ⅰ部でストルイピン農業改革によってもたらされた土地利用の変化やその影響、第Ⅱ部で改革によってもたらされた土地所有権および農民家族内の財産所有関係の変化、さらに第Ⅲ部では、ロシア農民経営の再生の「第三の道」として、土地利用や土地所有とは異なる次元で模索されていた主にゼムストヴォによる農民協同組合の実状を考察し、ストルイピン農業改革の新たな位置付けを探ることを課題とする。その際に、これまでの研究史には十分に取り入れられていない、近代化論と最近の歴史人類学的手法などによる比較史的視点を採用した。

第Ⅰ部では、改革による土地利用の変化を検討した。具体的には、伝統的ロシア農民共同体で見られた農業改良とその経済的意義、共同体の解体を目指す改革が推進される中で共同体に留まった農民経営がどのような状況であったか、そこで見られた農業改良をめぐるゼムストヴォとストルイピン農業改革との対立、改革期のロシア政府が最も重視していたフートル経営とオートルプ経営の実態とそれらに対する農業技術援助をめぐるゼムストヴォと土地整理委員会との対立、さらに第一次世界大戦期における土地整理政策、臨時政府によるストルイピン農業改革の終焉、を検討した。

その結果確認されたのは以下のようない点である。19世紀後半からゼムストヴォの援助によって共同体に積極的に導入された牧草播種によって農民経営を向上させようという試みは、牧草播種が干草販売のために転用されたこと、輪作規則から逸脱する農民が多くなったことによって、期待されたほどの効果をあげることができなかった。さらに、ストルイピン農業改革によって共同体による牧草播種の導入はほとんど不可能になったため、ゼムス

トヴォによる援助は農業技術援助から農民協同組合へとその重点が移された。これに対してロシア政府は、援助の重点を区画地経営へ移すよう要求し、多くのゼムストヴォもそれに応えたのであるが、ロシア政府がもっとも重点を置いていた区画地経営の半分以上は形成の時点ですでに健全な経営のために最小限必要とされる規模以下の土地しか所有しておらず、家族分割や相続によって更なる細分化が生じた場合にはほとんどが必要最小限以下の所有規模になることが運命付けられていた。これらの区画地経営には政府の集中的援助による若干の農業改良が見られたものの、著しいものではなかった。しかし、区画地経営の創出は農民側からの大きな反対にもかかわらず、第一次世界大戦中も継続され、1917年2月革命まで一貫して維持された。

第Ⅱ部では、ストルイピン農業改革によって土地所有関係にもたらされた変化を考察した。ここでは、研究史において注目されてきた村と農戸と関係の変化ではなく、農戸（農民家族）内部の変化に分析の重点を置いた。具体的には、私的所有権の確定過程、私的所有権の性格、私的所有権の確定＝伝統的家族所有原則の廃止による家族内部の変化、土地の非公式な取引の扱い、農奴解放以降の時期における家族分割と改革期の家族内部の変化による家族分割、農民の遺言と相続の変化、私的所有権が排他的に認められた戸主の数の変動、を検討した。その結論は次のようである。

第1に、ストルイピン農業改革によって「私的所有分与地」という新たなカテゴリーの土地が大量に出現した。研究史において注目されてきた割替共同体からの脱退者だけでなく、無割替共同体と世帯別所有地の農民も私的所有分与地を所有することになった。これによって、ヨーロッパ・ロシアの全農戸のおよそ70%が私的所有分与地の所有者となった。

第2に、現地における地方行政機関や公証機関の対応が不十分であったことなどのために明確な私的所有権に基づく近代的所有関係の確立という課題を達成できなかつたが、その根底には共同体を解体することを先決課題とすると同時に、混在地的私有農をフートル経営とオートルプ経営への移行の中間段階としか見なさないロシア政府の独特的な政策が横たわっていた。

第3に、ロシア政府は区画地経営を含むすべての「私的所有分与地」に対して一貫して分与地規定を適用していた。このため、「私的所有分与地」は私的所有地であると同時に分与地であるという二重性を持つことになった。この二重性の問題は、相続、遺言、家族分割などに現れた。改革以前の家族所有の原則＝分与地規定に従えば、分与地については一切遺言は認められず、これは最高裁セナートも認めていた原則であった。しかし、ストルイピン農業改革によって、私的所有地としての性格をも有することになったため、遺言について扱いあぐねた最高裁セナートは初めのうち判決を控えていた。相続についても事態は同様であった。すなわち、「私的所有分与地」が私的所有地であるとすれば、遺言も相続も自由であり、相続の際には一般民法が適用されるはずであるが、「私的所有分与地」が分与地であるとすれば、遺言も相続も自由でなく、相続に際しては地域慣習に従った相続がなされるはずであった。結局、司法機関、当事者である農民双方を巻き込む大きな混乱を引き起こした後、原則としては遺言、相続については分与地に準じた扱いがなされることになった。その根底には農奴解放以降ロシア政府が一貫して堅持してきた農民保護＝農民のプロレタリアート化防止の政策が存在していた。

第4に、父戸主にのみ私的所有権を確定・認定する権利が与えられ、父戸主外の直系卑

属には一切の権利が与えられなかつたが、改革以前の家族分割の大部分が公式の認可を受けていない無許可家族分割であったため、家族分割の有効性、すなわち戸主は誰かをめぐって家族内部に大きな争いが生じた。また、戸主の排他的所有権の認定は必ずしも経営の改善を意味してはいなかつた。

第5に、戸主と直系卑属関係を持たない家族成員がいる場合には戸主による排他的私的所有権の確定・認定を禁止し、共同所有権の確定・認定を義務付けた。共同所有権者がそれぞれの持分を売却することは禁止されたが、家族分割をした後、私的所有権を確定し、売却することは法律上認められていたので、改革期にはこれを理由とした家族分割が多く見られるようになったと考えられる。さらに、一定の混乱は見られたものの、改革以前からの無許可家族分割が追認される方向に向かったこと、家族分割規則が緩和されたこと、地域慣習に基づくグレーゾーンの拡大などにより、改革期に家族分割は制度的なバックアップを受けることとなり、登録戸主数の増加率は改革以前のおよそ2倍にまで増加した。これは、ヨーロッパ・ロシアのすべての地域で共通に確認される現象であった。このような現象は、私的所有権の設定を通じてドヴォルの経営を安定させ、細分化を防止しようとしたロシア政府の当初の意図とはまったく逆の結果を招いたことを示している。他方、登録戸主数の急増は、排他的戸主権の確立と私的所有権の確定という新たな状況にロシア農民が積極的に対応していったことを示す結果でもあった。

第6に、ストルイピン農業改革期において家族分割、相続や遺言、非公式な取引をめぐる訴訟が急激に増加し、訴訟の過程において多くの場合家族の絆が傷つけられ、それまで家族所有の下で暗黙に維持されていた家族内部における分業・協業システムは大きく崩されることになった。

第III部では、土地利用と土地所有の面における活動の場を失いつつあったゼムストヴォ農業技術援助組織が改革期における組織の拡大と同時に、農民経営の再生と復活のための第三の道として最も多くの時間と人力を注いだ「第3の道」としての農民協同組合の実状を検討した。具体的には、モスクワ県ゼムストヴォが牧草播種を経営の集約化と結びつけるために力を注いだ農民酪農組合の活動と実状と、安価で身近な信用の提供を目的とした農民信用組合およびゼムストヴォ小規模信用金庫の活動、を検討した。その結論は以下の通りである。第1に、モスクワ県農民酪農組合は買付人や大手牛乳会社との競争に勝ち抜き、モスクワ市場に参入することには必ずしも成功しなかつた。第2に、郡ゼムストヴォ小規模信用金庫は郡によって相違が見られたが、モスクワ郡などの4金庫において大きな発展が見られ、4つの郡における農民信用組合の大半がゼムストヴォの援助の下で設立された。第3に、農民酪農組合と異なって、農民信用組合は1910年に全農戸の10%以下が組合員であったが、1915年半ばに50%を越え、戦時中の1917年には70%以上が組合員になるという大きな発展を見せた。貸付のほとんどは無担保・無保証の個人的信頼関係に基づいて行われていたが、返済期限を過ぎた貸付の割合は極めて低かつた。第4に、農民信用組合の組合員としての農民は、ストルイピン農業改革の過程で見られた農民とは異なるイメージを示し、農民経営の再生のための「第3の道」としての十分な可能性を示していた。

総じて、ストルイピン農業改革は、村と農戸との間では共同体的所有が支配的であり、農民家族内部では家族全体所有の原則が堅く守られてきたロシア農民社会に、近代的私的

所有権の導入と同時に、区画地的経営と健全な小農経営の確立を試みる革命的改革であった。しかし、ロシア農民の伝統的な所有および法意識を短期間に変革することは困難であり、政策の更なる進化が求められていた。一方、土地利用や土地所有における変革であるストルイピン農業改革とは異なる次元で同時期に模索されていた農民協同組合はロシア農民経営の新たな発展の可能性を示していた。